

遺言のすすめ

遺言は、自分の死後の財産の分け方を指定する手段です。



✓遺言を書かないと…

- ① 子供がいない場合は、配偶者のほか、本人の兄弟姉妹（又はその子）も相続人になります。
- ② 相続人は、法律で決められた割合で相続権を有することになります。

✓遺言を書かないことの最大のデメリットは？

相続開始後、相続人間で財産を分ける話し合い（遺産分割協議）が必要となるため、もめる可能性が出てくるということです。

✓なぜもめるのか？

- ① 協議が必要ということがそもそももめる原因です。
- ② 特別受益でもめる
（兄弟の一人だけ、自宅の購入資金を出してもらった。→不公平！）
- ③ 寄与分でもめる
（仕事を辞めて親の介護をした。→余分にもらいたい！）

次のような方に特に遺言をお勧めしております。

結婚して子供がいない方

配偶者は、死亡配偶者の兄弟姉妹と話し合いをするコトに！！

内縁関係の方

何年同居していても内縁関係では1円も相続できません！！

相続人以外の方にも遺産をあげたい方

遺言がないとあげられません！！

費用

※遺言公正証書の作成支援は、50,000円～100,000円（税別）
（公証人の費用などの実費は別途かかります。）

ご相談は
いつでも無料

遺言作成のプロ・終活カウンセラー



司法書士法人

あつめ木法務

TEL: 046-225-0818

〒243-0003

神奈川県厚木市寿町3丁目6番2号

FAX 046-225-0053

mail soudan@office-fukuzumi.com